



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 7 月 12 日 (月曜日) 第 221 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の名称の変更……………（福祉保健課） 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障がい福祉課） 1
- 保安林の指定予定の通知（3件）……………（自然環境課） 1

頁

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………（商工政策課） 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見（3件）……………（ ” ） 2
- 入札公告…………… 3
- 落札者等の公告…………… 4
- 監査委員告示**
- 包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 513号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人 健寿会	延岡市北小路14-1	医療法人 健寿会	延岡市北小路14-1

デイサービス  
元気  
・未来

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人健寿会 元気フィットネス	医療法人健寿会 デイサービス元気・未来	令和3年4月1日

### 宮崎県告示第 514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4510300942	就労継続支援B型事業所月麦	延岡市構口町1丁目6025番地9	特定非営利活動法人カーサグランデ	宮崎市清武町木原410番地1koko101号室	令和3年7月1日	就労継続支援B型

### 宮崎県告示第 515号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字桐元谷流1673-1

#### 2 指定の目的 水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 516号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 7 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字早稲藪2897-6、2897-17
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 517号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 7 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字小戸川山2485-1、2485-4、2486、2487-1、2487-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規

定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 3 年 7 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス小松店  
宮崎市大塚町迫田 266番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
エムエル・エステート株式会社 代表取締役 松井雅人  
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）エムエル・エステート株式会社 代表取締役 石山博英  
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号  
（変更後）エムエル・エステート株式会社 代表取締役 松井雅人  
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
- 4 変更の年月日  
令和 3 年 6 月 1 日
- 5 変更する理由  
代表者変更のため
- 6 届出年月日  
令和 3 年 6 月 25 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 11 月 12 日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 11 月 12 日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルチーの宮店  
宮崎市一の宮町64-2

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更  
令和3年2月16日

- 3 意見の概要  
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年7月12日から令和3年8月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー清武店

宮崎市清武町大字木原字尾ノ下50番地

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法附則第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更  
令和3年2月17日

- 3 意見の概要  
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年7月12日から令和3年8月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール宮崎

宮崎市新別府町船戸 750番1

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和3年4月14日

- 3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年7月12日から令和3年8月12日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ 420台、二要素認証システム及びそれらの関連機器一式  
(2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入期限 令和4年1月31日  
(4) 契約期間 令和4年2月1日から令和9年1月31日まで（60月）  
(5) 納入場所 仕様書による。  
(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、1月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

- 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合  
ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

- 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。  
ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務であること。

<p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。</p> <p>エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、第三者は、入札に参加できない。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7045</p> <p>イ 提出期限 令和 3 年 7 月 30 日午後 5 時（送付にあっては、同日午後 5 時必着）</p> <p>ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 7 月 21 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>(2) 期間 令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 8 月 24 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>(2) 交付期間 令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 8 月 24 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>7 入札に関する質問</p> <p>(1) 質問</p> <p>この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期限 令和 3 年 8 月 19 日午後 5 時（送付にあっては、同日午後 5 時必着）</p> <p>イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メール（アドレス johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）による提出を可とする。なお、電話による質問は、認めない。</p> <p>(2) 回答</p> <p>質問に対する回答は、次のとおり行う。</p>	<p>ア 回答方法 県庁ホームページに掲載する。</p> <p>イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。</p> <p>8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>(2) 提出期限 令和 3 年 8 月 24 日午後 5 時（送付にあっては、同日午後 5 時必着）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>9 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁附属棟 304号室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号</p> <p>(2) 日時 令和 3 年 8 月 25 日午後 1 時 30 分</p> <p>10 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。</p> <p>11 入札の無効に関する事項</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Personal Computers (420 computers) and Two-factor Authentication System</p> <p>(2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 24 August, 2021</p> <p>(3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, JAPAN. TEL: +81-985-26-7045</p> <hr/> <p><b>落札者等の公告</b></p> <p>一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。</p> <p>令和 3 年 7 月 12 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野 俊嗣</p> <p>1 落札に係る調達件名及び数量</p> <p>宮崎県漁業調査船の建造 1 式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県農政水産部水産政策課 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号</p>
--	--

- 3 落札者を決定した日  
令和3年5月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社みらい造船 宮城県気仙沼市朝日町7番地5
- 5 落札金額  
1,941,500,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年4月8日

### 監査委員告示

#### 監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月12日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県監査委員 安 樂 健 一

宮崎県監査委員 二 見 康 之

宮崎県監査委員 満 行 潤 一

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
青 木 大 樹	宮崎市船塚1丁目73 パルクヴェール公立大 406
塩 塚 正 康	福岡県久留米市花畑1丁目20番地1 サンリヤン花畑駅南 501号
清 家 秀 夫	宮崎市青葉町 106番地2
三 浦 洋 司	宮崎市恒久南3丁目1番地4

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

--	--